

令和4年度 おきなわ工芸の杜「体験工房」入居者募集要項

この要項は、おきなわ工芸の杜「体験工房」の入居者募集にあたって、応募者及び応募方法に関する必要な事項を定めるものです。

1 施設所在地

名 称 おきなわ工芸の杜
所 在 地 沖縄県豊見城市豊見城 1114 番 1

2 応募部屋及び料金

※各工房の配置等は必ず現場にてご確認ください。

体験工房

(1) 体験工房1 (ガラス) 168 m² (1室 月額 178,080 円)

設備 コンセント (単相 100V 壁)、 空調 (個別空調) ※休憩準備室のみ
内線電話、 流し台、 木製収納棚、 シャワーコーナー

機器 溶解炉 200 ポンド (1機)、 溶解炉 150 ポンド (1機)、
溶解炉 100 ポンド (4機)、 徐冷炉 (2機)、 グローリーホール (2機)、
キルン大 (1機)、 キルン小 (1機)、
酸素供給機 (1機)、 コンプレッサー (1機)

器具等 酸素バーナー (2個)、 マーバー台 (1台)、 ジャック (4丁)、
口切り鋏 (4丁)、 泡切り鋏 (4丁)、 鉄リン大 (2個)、 鉄リン小 (2個) 等

使用時間 24 時間利用可能 (ただし開館時間外の館内共有スペースは使用できません)

(2) 体験工房2 (陶芸) 120 m² (1室 月額 84,000 円)

設備 コンセント (単相 100V 吊下、壁)、 空調 (個別空調)、 内線電話、 流し台、
木製乾燥棚 6.9m (室内 2 箇所)、 木製乾燥棚 2.7m (窯室 1 箇所)、
スチール乾燥棚 0.9m (ベランダ 4 箇所)、 木製収納棚

機器 電動ろくろ (5機)、 手回しろくろ (19台)、 電動たたら (1機)、
真空土練機 (1機)、 電気窯 大 (1機)、 電気窯 小 (1機)

器具等 作業台 大 (5台)、 ろくろ作業台 (5台)、
粘土練台 (1台)、 椅子 (24脚)、 等

使用時間 24 時間利用可能 (ただし開館時間外の館内共有スペースは使用できません)

- その他
- ・体験工房入居者用の専用駐車場は、ガラス3台、陶芸2台です。
 - ・電気料金、水道料金は各部屋の子メーターで使用状況を確認し、徴収します。
 - ・工房内の清掃は入居者にて行ってください。
 - ・工房から出るゴミ処理に係る費用は共益費として徴収します。
 - ・工芸の杜敷地内は禁煙です。
 - ・電話回線、インターネット回線は自己負担で設置可能（配管設置済）です。
 - ・体験工房内での火気の使用については事前に指定管理者に報告し、許可を得て下さい。
体験工房1（ガラス）も、事業者が別途持ち込むものについては事前に報告し、許可を得て下さい。
 - ・おきなわ工芸の杜の「共同工房」（各種機器あり）、「多目的室」、「企画展示室」は必要な手続きを経て予約・利用することが可能です（有料）。

3 応募資格（入居対象）

体験工房としての入居対象は、次の要件にすべて該当する個人又は団体であること。

- ・体験工房において、沖縄県民や観光客等に工芸品の製作体験事業を計画している沖縄県内在住者（法人の場合は本社が沖縄県内にあること）。
- ・製作体験を行う者が工芸製品を製作する技術を有していること。
- ・製作体験する工芸品は、沖縄の伝統的技法、デザイン、原材料のいずれかを活用した物であること。
- ・入居期間中の工房運営が可能な資金計画があること。
- ・沖縄県内の工芸産業や地域の活性化に寄与する活動を行う意欲がある者であること。
- ・住民税、事業税を滞納していないこと。
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に規定する暴力団員等に該当しておらず、該当者と関わりを持っていないこと。

4 入居期間

- ・体験工房としての利用は1年単位とします。ただし、1年ごとに審査の上、入居更新の可否を決定します。

5 利用条件

- ・沖縄県の施策における関連事業等にできる限り協力すること。
- ・沖縄県内工芸産業や地域の活性化に寄与する活動に積極的に参加すること。
- ・おきなわ工芸の杜主催の事業、イベント等にできる限り協力すること。
- ・施設の見学、視察、自室での商品展示、取材等に協力すること。
- ・振動、音、悪臭の発生など、施設利用者や来館者等に迷惑をかけないこと。
- ・施設の設置目的に合致しない利用方法はしないこと。
- ・年1回、指定管理者に事業実績報告書を提出すること。

- ・製作体験の予約は、指定管理者と連携を図ること。
- ・製作体験については、安全対策を十分に図り、丁寧な接客対応を行うこと。

6 退去条件

以下の事由に該当した場合は、退去となります。

- ・業績が著しく悪化し、改善しないまたは改善する見込みがないと認められるとき。
- ・おきなわ工芸の杜の設置目的に合致しない事業運営を行っているとき。
- ・事業報告を提出しない、又は著しく内容に不備があるとき。
- ・施設運営やイベント等への参加・協力が見られないとき。
- ・施設の利用頻度が低い場合。

7 入居取消要件

以下の事由に該当した場合は、入居の許可取消となります。

- ・施設や設備を故意に損傷したとき（事故、火災などを起こした場合も含む）
- ・正当な理由なく1ヶ月以上施設を使用しない場合。
- ・偽りやその他不正行為により使用許可を受けたことが判明したとき。
- ・使用料や光熱水費等を正当な理由なく3ヶ月以上滞納したとき。
- ・条例、規則、県知事の指示に違反したとき。
- ・施設や設備を無断転貸・私物化したとき。
- ・指定管理者の施設運営に支障を来す事業運営を行っているとき。

8 募集期間

令和4年4月26日（火）～5月25日（水）

9 入居内定者の決定

- ・一次審査 書類審査
- ・二次審査 プレゼン審査

10 入居許可

- ・許可日は、令和4年6月中旬以降を余地得しています。
- ・入居日は、許可日以降。
- ・許可は通常の賃貸借契約ではなく、行政財産使用許可となります。
- ・1年ごとに更新が必要となります。

11 施設利用

- ・トイレは共用です（開館時間外は外のトイレを利用してください）
- ・共同工房（附属機器等含む）、エントランスホール、多目的室、企画展示室は有料で利用可能です。
- ・専用駐車場は、体験工房1（ガラス）4台、体験工房2（陶芸）2台です。

12 スケジュール

- 4月26日(火) 募集開始
- 5月24日(火)～25日(水) 申請書類受付
- 5月末予定 一次審査
- 6月中旬予定 二次審査
- 6月中旬予定 入居予定者決定
- 6月中旬以降 入居開始

13 提出書類

- (1) (様式1) 入居申込書
 - (2) (様式2) 事業計画書
 - (3) (様式3) 収支計画書
 - (4) (様式4) 提案書(地域に貢献できる内容)
 - (5) 事業概要(体験メニューなど)が分かるもの(写真、チラシ、HPの画像等)
 - (6) 添付書類
 - ① 直近の納税証明書(法人の場合は法人事業税、個人の場合は住民税)又は非課税証明書
 - ② 直近の決算書(法人のみ)
- ※ 事業概要、事業計画等については、さらに詳しい説明資料を別紙で添付しても構いません。

14 申請にあたっての注意事項

- (1) 申請にあたっては、募集要項をよくお読みください。
- (2) 提出書類(様式1～4)は全て記入してください。提出書類に不備がある場合は不受理又は審査で不採用の場合があります。
- (3) 提出書類は返却しません。

15 個人情報の扱い

- (1) 申請書類については適正に取り扱います。
- (2) 入居決定者の申請書については、入居後の指導にも使用します。
- (3) 審査の結果入居できなかった場合の提出書類は、審査終了後に破棄します。

16 応募先・問合せ先

〒901-0241 沖縄県豊見城市字豊見城 1114 番 1
おきなわ工芸の杜 指定管理室
電話：098-987-0467
E-mail：info@okinawa-kougeinomori.jp